

石島会計メモ



中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル 3階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島洋一

平成29年11月号

103万円の壁が動く (その2)



(文章：石島慎二郎)

配偶者の控除が複雑に

平成30年から配偶者の控除が変わります。配偶者の給与収入が150万円までであれば配偶者の控除が満額受けられるようになる代わりに、控除を受けようとする本人の年収が高いと（給与収入1,120万円以上）、配偶者の控除が制限されてしまうというものです。これだけではなく、手続きも変わってきます。かなり実務的な話ですが、今回は手続上の変更点をご紹介します。

源泉徴収が変わる

まず給与の源泉徴収手続きのおさらいですが、国税庁の税額表を用いて、社会保険料を差し引いた後の給与額と扶養親族等の数から当てはまる金額を求めます。

★例★

給与35万－社会保険料5万円＝30万円、扶養親族1人（妻のみ）の場合

| その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 | | 甲 | | | | | | |
|----------------------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-----|----|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 290,000 | 293,000 | 8,040 | 6,420 | 4,800 | 3,190 | 1,570 | 0 | 0 |
| 293,000 | 296,000 | 8,140 | 6,520 | 4,910 | 3,290 | 1,670 | 0 | 0 |
| 296,000 | 299,000 | 8,250 | 6,640 | 5,010 | 3,400 | 1,790 | 160 | 0 |
| 299,000 | 302,000 | 8,420 | 6,740 | 5,130 | 3,510 | 1,890 | 280 | 0 |
| 302,000 | 305,000 | 8,670 | 6,860 | 5,250 | 3,630 | 2,010 | 400 | 0 |

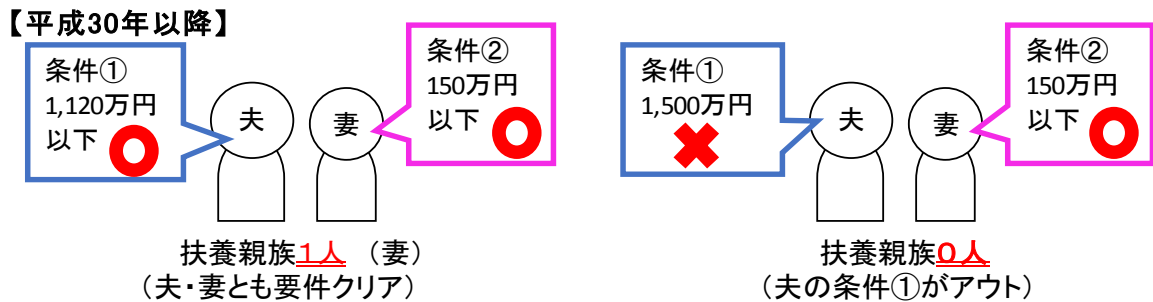
→6,740円が所得税として給与から差し引かれる

このようにして源泉税額を求めています。平成30年の改正後は、このうち「扶養親族等の数」の数が変わります。

(裏面)

配偶者は扶養親族か？

平成 30 年以降の源泉税の計算において、配偶者が扶養親族としてカウントされるのは、条件①本人の給与収入が 1,120 万円以下 + 条件②配偶者の給与収入が 150 万円以下の両方に当てはまる場合です。片方でもクリアしていないと、カウントされません。



このように、平成 30 年以降は条件①と②の両方に当てはまれば配偶者が「扶養親族等の数」に含まれます (源泉控除対象配偶者)。そうすると、税額表で求める源泉徴収額も変わってくることになります。

扶養控除等申告書が変わる

難しいのは、毎月の源泉徴収で夫婦の収入 (所得) 見込を把握する必要がある点です。本人に関しては、源泉徴収をする給与支払者 (会社) が給与は予測できます。問題は配偶者です。

配偶者の見込については、本人から提出される扶養控除等申告書で判断します。扶養控除等申告書には、配偶者の所得の見積額を記載する欄があります (収入ではなく所得の見積であることに要注意)。年初に提出される本人からの申告に基づき、会社は源泉対象の配偶者か否かを判断するのです。

見込み違いの場合は？

そうはいつでもその年の所得を年初に見積もるのは難しく、年末の実際額が異なることもあります。その場合には、年末調整で精算することになります。本人から提出された扶養控除等申告書に従って処理する分においては、見込み違いが発生したとしても会社が罰せられるものではありません。

とはいえ、これだけ複雑だと処理上の混乱は発生しやすくなると思われます。お困りの経営者は、石島会計にご相談下さい。

会計メモの作成裏話

(文章：若田純一郎)

石島会計事務所会計メモ会議

毎月皆様にお送りしております会計メモは、毎月緊張感のある事務所会議により内容が決定しております。

所長「今月の担当は誰？」

私「・・・(ネタが今のところ見当たらないから
とりあえず黙っていよう・・・)」

他の所員「あれ？若田さんだいぶやっていないよね？」

私「(・・・!!?(°Д°)がバタ) え？そうでしたっけ？あ、本当だ～気づき
ませんでした」

というわけで、今月号は私が担当させていただくことになりました。



石島会計メモと言えば・・・

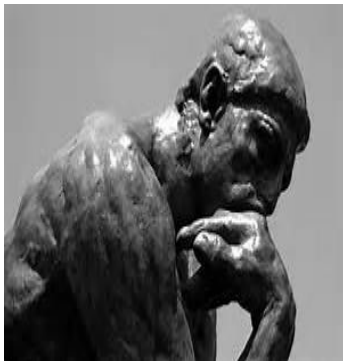
皆様の中でお気づきの方もいらっしゃるかと思いますが、3、4面のネタは「旅行」と「マラソン」が結構多かったです。

かくいう私もこの2つは既に記載いたしました。

「え？そうなの？」と思った方は今の話は忘れて純粹に楽しんで頂ければ幸いです。

このままでは旅行とマラソンばかりしている事務所と思われるのではないだろうか・・・(°Д°)

という末端職員の余計な心配のもと今月号に記載する内容を考える日々が始まりました。何か今まで記載したことのないようなネタはないものか・・・読む方のお役に立てるネタはないものか・・・ん～ん～(-_-;)



来る日も来る日も(仕事でも)そればかりを考えてきました。

そうだ、漫画を書こう！！

会計事務所を舞台にしたギャグ漫画、日常業務や税務調査の様子を面白おかしく書いてみよう。

アイデアがどんどん出てくる(・∀・)

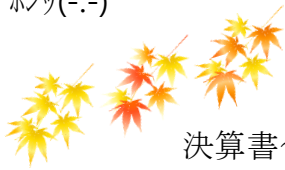
結果よりチャレンジ精神が大事

実際に書いてみると・・・思ったより絵心がない・・・というか絵が下手すぎて、内容がまったく入ってこないから面白くもない・・・(-_-;)

よし、次。

そうだ、サラリーマン川柳ならぬ、会計事務所川柳を書こう。
やる気が出てきた(・▽・)

ゴホンッ(-_-)



決算書～♪ 読めても勝てない～♪ 株投資～♪



※ 株式投資連敗中の某会計事務所職員の気持ちを歌いました。

石島会計の職員紹介



市村 渚 (いちむら なぎさ)

●出身地

千葉県船橋市生まれ。2歳頃まで父の実家がある群馬県で過ごし、また船橋に戻ってきて、その後はずっと船橋に住んでいます。

●職歴

大学卒業後は証券会社に勤務していました。直近も会計事務所で働いていましたが、ステップアップをしたいと思い、石島会計を選びました！

●ペット

シーザーを飼っています。犬見知り(?)で、散歩もあまり行きたがらないので、飼い主同様、運動不足です。。

●趣味

ドライブに行くのが好きです。(運転はほとんどしませんが)現在は、ペーパードライバー状態なので、そろそろまた挑戦してみようかなと思っています。